

●香川県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年8月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木津田線（37号）
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
木田郡三木町大字井上字高野 61番1地先から 木田郡三木町大字井上字高野 48番6地先まで	10.3~11.9	140	令和4年9月2日付け香川県告示第247号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年8月9日